

【指定取扱店】募集中

みんなでささえ愛「地域まるごと応援」クーポン券支給事業

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、外出自粛などにより停滞している町内の経済対策として、商店街や飲食店等での販売促進など地域における消費活動を喚起するとともに、物価高騰や収入減による町民生活の支援を目的に、各世帯にクーポン券を支給します。町では、クーポン券を取扱える取扱店（事業者）を募集します。

【募集対象】 代表者が町内に住所を有し、町内に事業所を有する者

【募集期間】 令和4年5月9日（月）～令和4年5月20日（金）

【申込方法】 登録申請書・口座（写し）を、企画課企観光経済係まで郵送またはご持参ください。

《みんなでささえ愛「地域まるごと応援」クーポン券支給事業の概要》

1. 支給対象者 令和4年5月1日現在で本町に居住されている世帯主
2. 支給額 一世帯あたり 15,000円
飲食クーポン券（1,000円×5枚）
野菜、お魚、お肉等食料品・日用品等（500円×10枚）
共通クーポン券（1,000円×5枚）※共通クーポンのみ燃料の使用も可能
3. 支給方法 令和4年6月5日までに、世帯主へ送付
4. 利用期間 令和4年6月6日（月）～令和4年10月31日（月）
5. 利用方法 利用者においては、クーポン券に利用者の氏名を記入し提出することにより利用
取扱店においては、クーポン券を回収し、裏面に取扱日・店名を記載（押印）
6. 換金方法 南種子町役場企画課観光経済係にて換金（精算）受付
月末締めにて翌月10日までに請求書（様式指定）にクーポン券を添えて企画課観光経済係へ提出 → 請求書確認のうえ月末までに指定口座に入金
7. 換金期限 令和4年12月28日
8. 手数料等 クーポン券事業に係る事業者手数料等の負担は一切発生しません。
9. クーポン券を使用できない物
国税・地方税や使用料などの租税公課の支払い
10. クーポン券の利用上限
クーポン券に1回あたりの利用上限はありませんが、各店舗にて、1回あたりの上限を設定することは可能です。
11. その他 クーポン券は譲渡、転売、換金はできません。
券額面に利用対価が満たない場合、つり銭は支払う必要はありません。
クーポン券は、飲食店での利用、野菜、お魚、お肉等の食料品・雑貨・日用品等やガソリン等の燃料の販売のみの取扱いとなります。

【問合せ先】

- ・住所 ; 891-3792 南種子町中之上 2793 番地 1 南種子町役場
- ・電話 ; 0997-26-1111
- ・問合せ先 ; 企画課 観光経済係（内線 173, 174）